

第1章

宅地造成等とは

第1章 宅地造成等とは

1 宅地造成等に関する規制

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、「盛土規制法」（以下「法」という。）」は、令和3年7月、静岡県熱海市において、大規模な土石流災害が発生し、多くの貴い生命や財産が失われたことを契機とし、また、このほか、全国各地で繰り返される違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されるなど、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から、国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」が改正され、宅地、農地、森林等も土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとして、令和5年5月に施行された。法の第1条では、この法律の目的について次のように規定している。

（目的）

第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

都道府県知事（川崎市においては市長）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定することができ、区域内においては、上記の目的を達成するために必要な宅地造成等に関する規制がかけられている。本市においては、法第4条に定める基礎調査の結果から、市域全域を宅地造成等工事規制区域として指定告示している。

この区域の中で、宅地造成等に関する工事を行う場合には、その工事に着手する前に、市長から法第12条第1項に規定する宅地造成等に関する工事の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

宅地造成等に関する工事を許可制とし、工事内容について厳しい技術上の審査が課せられるのは、その宅地に住むことになる居住者の安全のためであることはもちろん、ひとたび宅地災害が発生すると当該地への被害だけでは収まらず、隣接する宅地や公道への土砂の流出など、被害が広範囲に及ぶという宅地災害の特徴によるものである。

宅地造成等に関する工事を行う工事主は、技術的な基準を遵守するのみならず、このような宅地災害の特徴を鑑み、地域を災害から守るといった心構えをもつことが重要である。また、宅地造成等後の土地の所有者等は、工事によって完成した土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないとされている（法第22条第1項）。

2 許可を要する工事

許可を要する工事は、宅地造成等工事規制区域内（法第10条第1項）における宅地造成等に関する工事である。

「宅地造成等」とは、「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」の総称であり、各々は以下の通り定義されている。

宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。（法第2条第2号）

特定盛土等：宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。（法第2条第3号）

土石の堆積：宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるものをいう。（法第2条第3号）

ここでいう宅地とは、一般に理解されている宅地の概念とは異なり広範な意味を持っており「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地」（法第2条第1号）をいい、駐車場、テニスコート、墓地等も「宅地」として扱われることになる。

「宅地造成」又は「特定盛土等」の定義における「土地の形質の変更」は次のいずれかに該当するものをいう（法施行令第3条各号）。

- | |
|--|
| <p>(1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>(3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(1)又は(2)に該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>(4) (1)又は(3)に該当しない盛土であって高さが2 mを超えるもの</p> <p>(5) (1)から(4)のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500 m²を超えるもの</p> |
|--|

ここで、崖とは「地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの」（法施行令第1条第1項）をいう。

すなわち、宅地造成等工事規制区域内で、上記(1)から(5)のいずれかに該当する宅地造成又

は特定盛土等に関する工事を行う場合は、工事着手前に、市長の許可を得なければならない。

なお、本市の取り扱いにより、盛土又は切土をする高さ30cm以内の部分は、地盤の凹凸を均す程度の行為と考え、これに該当する部分の面積は、(5)に規定する「盛土又は切土をする土地の面積」に算入しなくてもよい。

また、前頁(1)から(3)の行為により新たに生じた崖は、原則として擁壁で覆わなければならない(法施行令第8条第1項第1号)。この場合の擁壁を義務設置擁壁といい、これ以外の擁壁を任意設置擁壁という。義務設置擁壁は、法第13条に規定する技術的基準への適合について、鉄筋コンクリート造等は構造計算により、又練積み造は法施行令第10条の検証が義務づけられる。

「土石の堆積」は次のいずれかに該当するものをいう(法施行令第4条各号)。

- (1) 高さが2mを超える土石の堆積
- (2) (1)に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

土石の堆積とは、宅地又は農地等において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積(廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される廃棄物や産業副産物等の堆積は対象外)等が該当する。

ここで、一定期間とは、5年以内であり、すなわち土石の堆積を行うことのできる期間は最大5年となる。

なお、廃棄物処理施設から製品として出荷された土石を一時的に堆積する場合においても、面積規模等によっては盛土規制法の規制対象となる。

本市の取り扱いにより、土石の堆積をする高さ30cm以内の部分は、軽微な行為と考え、これに該当する部分の面積は、(2)に規定する「土石の堆積をする土地の面積」に算入しなくてもよい。

「土石」とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指す。

(1) 「土砂」とは以下に掲げるものをいう。

ア 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。)

イ 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同様の性状にしたもの

ウ 地盤を構成する材料のうち、土の植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの

エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(2) 岩石に該当するもの

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。

3 許可を要しない工事

次に掲げる工事については、盛土規制法の許可は不要となる。詳細については、まちづくり局指導部宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）と協議すること。

(1) 公共施設用地における工事

ア 法第2条第1項に掲げる公共施設用地

- ・道路、公園、河川

イ 法施行令第2条に掲げる公共施設用地

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設

ウ 法施行規則第1条に掲げる公共施設用地

- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(2) 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事（法施行令第5条、法施行規則第8条）

ア 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）

イ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）

ウ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）

エ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）

オ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等

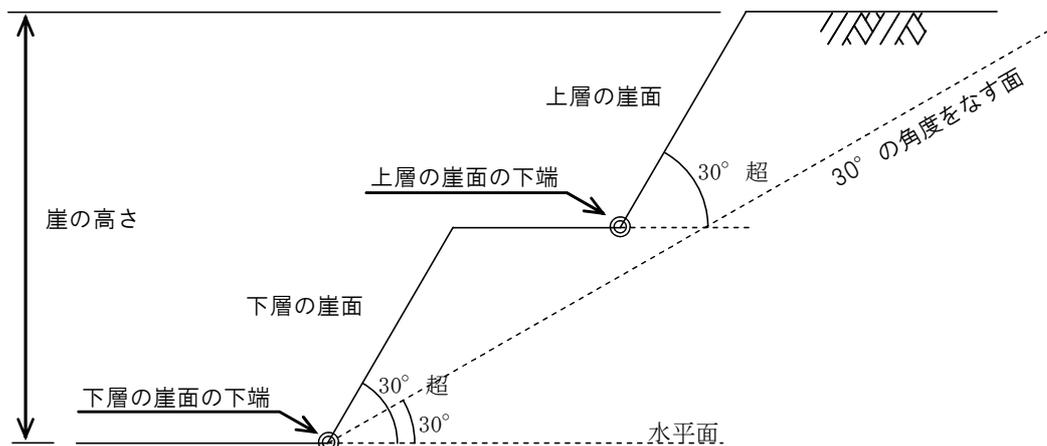
カ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等

キ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却

- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
 - ケ 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
 - コ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
 - サ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
 - シ 国、地方公共団体及び一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ス 宅地造成又は特定盛土等（法施行令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの
 - セ 法施行令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ソ 法施行令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートルを超えないもの
 - タ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの
- (3) 土地利用のために土地の形質を維持する行為
- ア 通常の営農行為の範疇にある耕起等
 - イ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

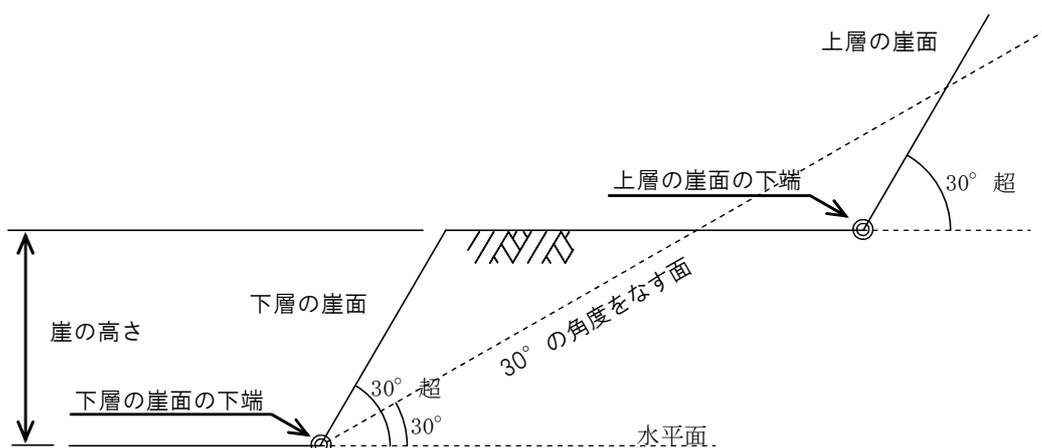
4 崖の高さ

崖の高さとは、崖の下端と上端の垂直距離である。また、小段等によって上下に分離された崖がある場合は、下層の崖面の下端を含み、かつ水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものともみなし、下層の崖面の下端から上層の崖面上端までの垂直距離を崖の高さとする（法施行令第1条第3項、図1-1～図1-3）。



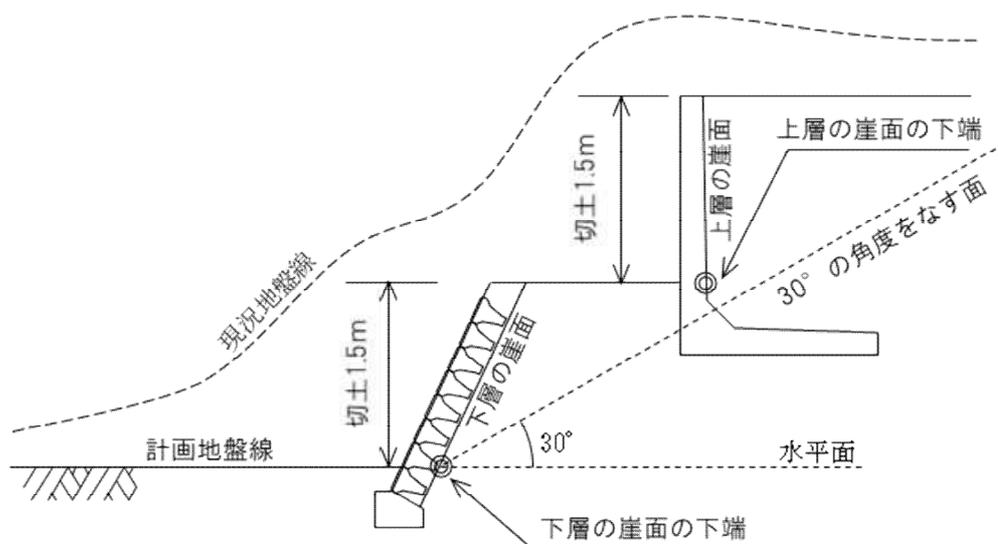
上層の崖面の下端が、30°の角度をなす面の上方にあるので、上層の崖面と下層の崖面は一体ともみなされる。このとき、前頁(1)から(3)のいずれかに該当すれば、擁壁の設置義務が生じる。

図1-1 一体とみなす崖



上層の崖面の下端が、30°の角度をなす面の下方にあるので、それぞれ独立した崖となる。擁壁の設置義務が生じるか否かは、それぞれの崖について、前頁(1)から(3)のいずれかに該当するかどうかによる。

図1-2 一体とみなさない崖



擁壁を設置している場合の崖面は、擁壁の背面になる。また、崖面の下端は、擁壁背面において、前面の地盤面と高さが等しくなる点となる。この図の場合、上層の崖面の下端が、 30° の角度をなす面の上方にあるので、上層の崖面と下層の崖面は一体とみなされる。また、各々の崖は切土1.5mであるが、上下の崖は一体とみなされるため、切土3.0mの崖が生じていることになる。これは、法施行令第3条第2号に該当するため、上層、下層の崖面、共に法の技術的基準に則った擁壁の設置義務が生じる。

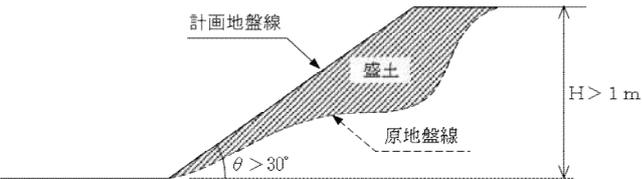
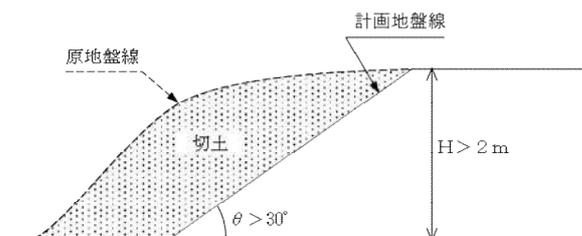
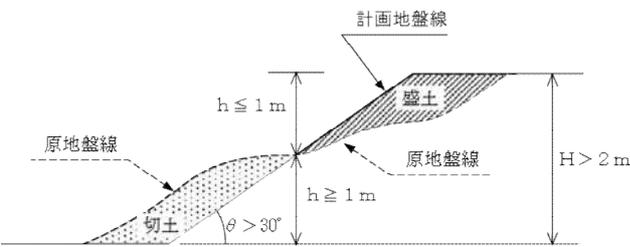
※なお、この図はモデルケースとして第6章で定義している二段擁壁に関する検討は行っていないので、実際には別途検討を要するので注意が必要である。

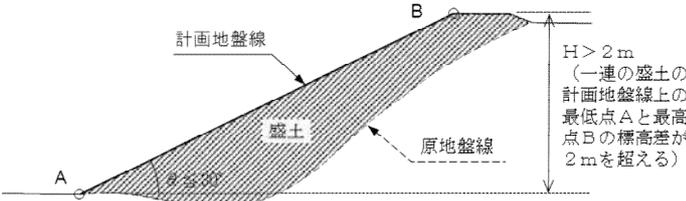
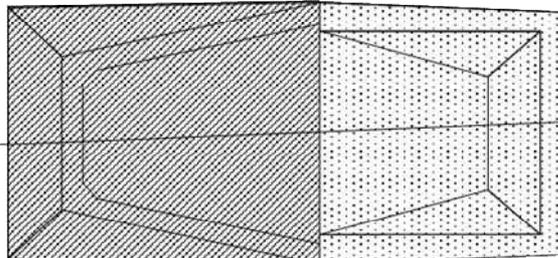
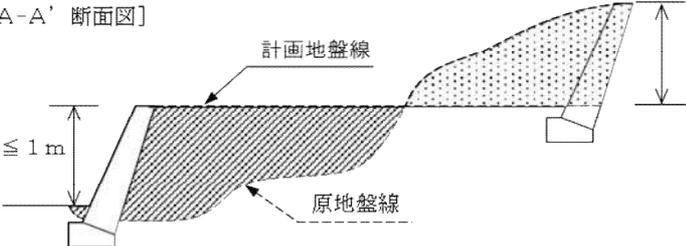
図1-3 一体とみなす崖が擁壁で覆われている場合の例

5 法の許可を要するかどうかの事例

法の許可における基本的な考え方は次のとおりである。

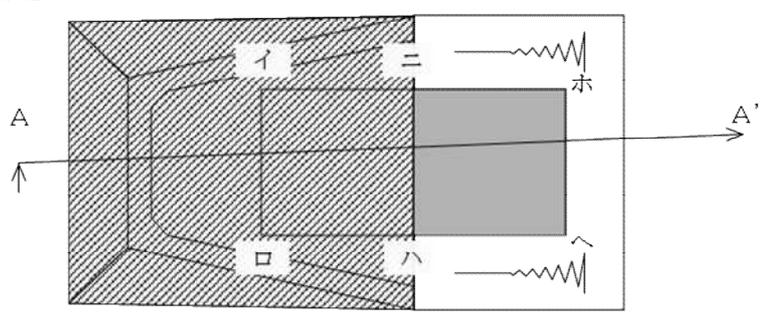
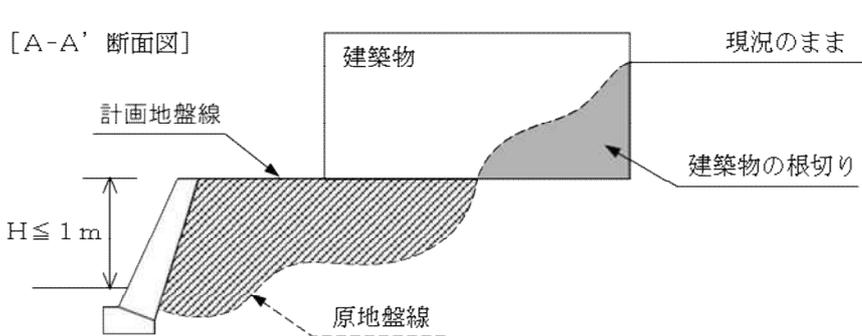
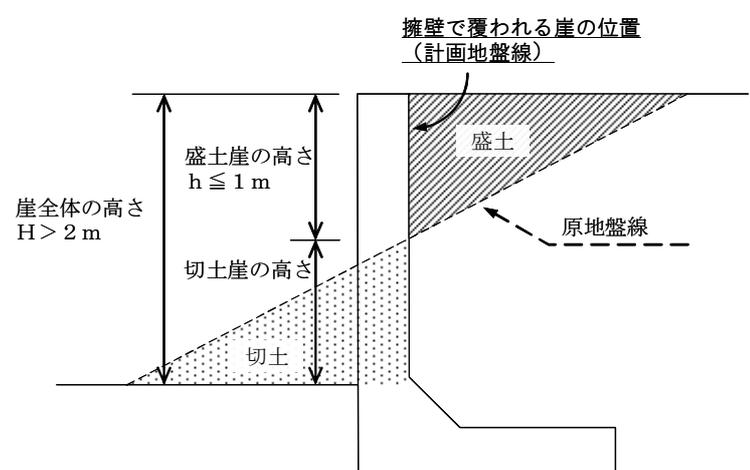
- (1) 工事により生じた盛土又は切土の崖が、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を要する高さか否かは、工事着手前の地盤線（以下「原地盤線」という。）と、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了した時点での地盤線（以下「計画地盤線」という。）を比較することで決まる。宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施工中に一時的に発生する崖は、規制対象とはならない。
- (2) 既存擁壁の補強又は改善を行う工事については、別途協議すること。
- (3) 建築物の基礎構築のための根切り工事のみの部分は、「盛土又は切土をする土地の面積」から除くが、建築物の外周部分の盛土と建築物下部の盛土に連続性がある場合は、当該建築物下部の盛土部分も「盛土又は切土をする土地の面積」に算入すること。

	事 例	許可の要否
事例 A	<p>盛土の工事で崖が生ずることになるもの</p> 	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると1 mを超える盛土の崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事例 B	<p>切土の工事で崖が生ずることになるもの</p> 	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると2 mを超える切土の崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事例 C	<p>盛土と切土を同時にする工事で崖が生ずることになるもの</p> 	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると盛土の崖は1 m以下であるが、盛土と切土を合わせると2 mを超える崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

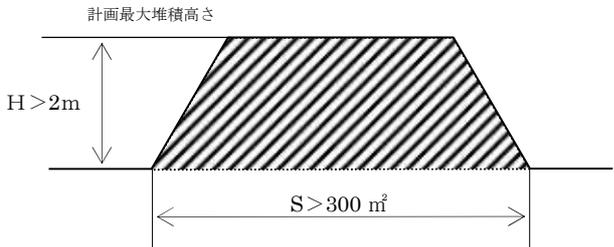
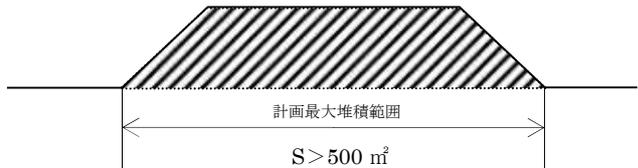
事 例		許可の要否
事例 D	<p>盛土の高さが2mを超えるもの</p> 	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると崖は生じていないが、盛土の高さが2mを超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事例 E ①	<p>事例A、B、C、Dに該当しない盛土又は切土の工事①</p> <p>[平面図]</p>  <p>[A-A' 断面図]</p> 	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると盛土の崖の高さは1m以下であり、切土の崖は2m以下であるが、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの (斜線 + 点線) > 500㎡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

事 例	許可の要否
<p>事例A、B、C、Dに該当しない盛土又は切土の工事②</p> <p>[平面図]</p> <p>[A-A' 断面図]</p> <p>盛土の高さが30cmを超える部分</p> <p>切土の高さが30cmを超える部分</p> <p>原地盤線 + 30cm</p> <p>原地盤線 - 30cm</p> <p>原地盤線</p> <p>計画地盤線</p> <p>盛土</p> <p>切土</p>	<p>原地盤線から30cm以内の高さの盛土又は切土については、軽微な行為として、「盛土又は切土をする土地の面積」から除外してもよい。</p> <p>「盛土又は切土をする土地の面積」は（イロハニ）及び（ホヘトチ）の面積の合計となり、この面積が500㎡を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

事例 E ②

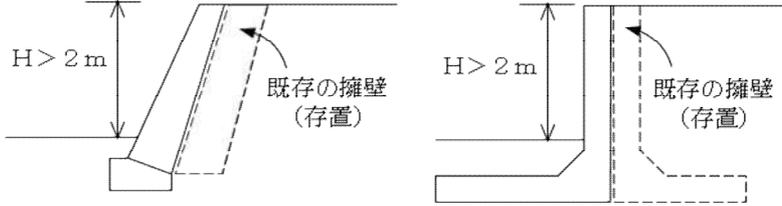
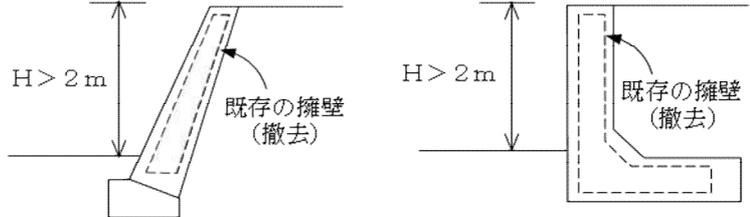
	事 例	許可の要否
事例 F	<p>建築物の根切り工事で盛土又は切土の工事</p> <p>[平面図]</p>  <p>[A-A' 断面図]</p>  <p>建築物の基礎構築のための根切り工事の部分（ニハへホ）は、切土をする土地の面積から除いてもよい。</p>	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると盛土の崖の高さは1 m以下であるが、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p> <p>建築物外周に接する盛土と建築物下部の盛土に連続性がある場合は、建築物の下部の盛土（イロハニ）についても、盛土をする土地の面積に含む。</p> <p>建築物の基礎構築のための根切り工事の部分（ニハへホ）は、切土をする土地の面積から除いてもよい。</p>
事例 G	<p>法面を擁壁で覆われた崖にする</p>  <p>擁壁で覆われる崖の位置（計画地盤線）</p> <p>盛土崖の高さ $h \leq 1 \text{ m}$</p> <p>切土崖の高さ</p> <p>切土</p> <p>盛土</p> <p>原地盤線</p>	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると盛土の崖の高さは1 m以下であるが、盛土と切土を合わせると2 mを超える崖が生ずるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

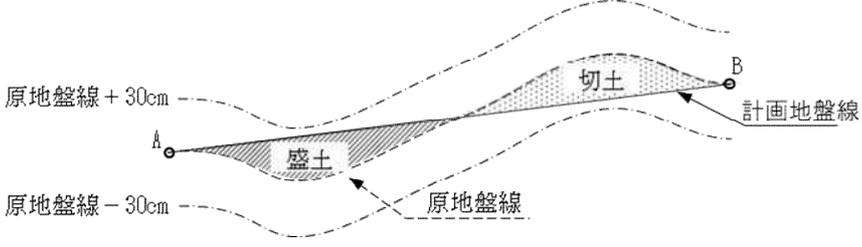
	事 例	許可の要否
事例 H	<p>擁壁の築造替え（間知ブロック積擁壁を鉄筋コンクリート擁壁に設置替えする。）</p>	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると盛土の崖の高さが1 mを超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事例 I	<p>道路幅員確保（セットバック等）のため宅地内に擁壁を設置する。</p>	<p>原地盤線と計画地盤線を比較すると切土の崖の高さが2 mを超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

事 例		許可の要否
事 例 J	<p>土石の堆積の高さが2 mを超えるもの</p>  <p>※土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものは、法施行規則第8条第10号イにより許可不要となる。</p>	<p>土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積する土石の最大計画高さとの標高の差が2 mを超え、かつ土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>
事 例 K	<p>土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの</p>  <p>※原地盤線から30cm以内の高さの土石の堆積については、軽微な行為として、「土石の堆積を行う土地の面積」から除外してもよい。</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積(計画する最大の堆積範囲)が500㎡を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可が必要</u></p>

6 許可を要しない工事の事例

次のものについては、原則として、許可を要しない工事として取り扱う。

事 例		許可の要否
事例 L	<p>既存擁壁の補強のため築造する擁壁</p> 	<p>既存の擁壁を残し、その前面に張り合わせる擁壁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p> <p>※なお、擁壁の高さが2 mを超える時は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続きが必要となる場合があるため、所管部署に確認すること。</p>
事例 M	<p>位置、構造が同程度の築造替え</p> 	<p>既存の擁壁の築造替えて、位置及び構造が同程度のもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p> <p>※なお、擁壁の高さが2 mを超える時は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続きが必要となる場合があるため、所管部署に確認すること。</p>

	事 例	許可の要否
事 例 N	<p>宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2 m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30 cmを超えない盛土又は切土をするもの</p>  <p>※一連の盛土及び切土を行う計画地盤線の点Aと点Bの標高の差が2 m以下（法施行規則第8条第9号に該当）</p>	<p>宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>許可は不要</u></p>

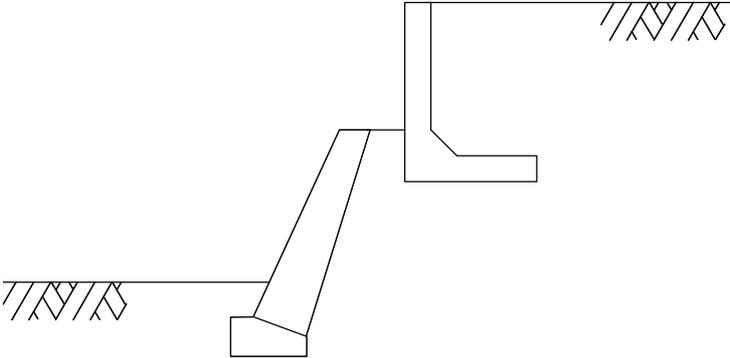
事 例	許可の要否
<p>主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積</p> <p>例) コンクリートプラント内において、コンクリートの材料となる砕石、砂利等を堆積する場合</p>	<p><u>許可は不要</u></p> <p>※土質改良プラントや土砂・砕石等を販売する事業所内において、商品となる土砂や砕石等を堆積する場合は、許可の対象となる。</p>
<p>工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近（※2）に堆積するもの</p> <div data-bbox="287 1153 1109 1467" style="text-align: center;"> <p>【工事の施行に付随して行われる土石の堆積】</p> <p>The diagram illustrates a construction site and its surroundings. A road (道路) runs horizontally across the middle. Above the road, there is a trapezoidal area labeled '工場の現場の付近' (Near the factory site) containing a shaded trapezoid labeled '土石の堆積' (Soil accumulation). Below the road, there are two trapezoidal areas labeled '工事が行われている土地' (Land where work is being done) and '工場の現場の付近' (Near the factory site), each containing a shaded trapezoid labeled '土石の堆積'. A construction vehicle is shown on the left side of the road.</p> </div> <p>※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。</p> <p>※2 「工場の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。</p>	<p>工事が行われている土地及び工事の現場の付近で行われる土石の堆積</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>許可は不要</u></p>

7 不適合擁壁の例

法の許可を得て適法に築造された擁壁であっても、その後次のような行為をすれば、法に規定する許可の技術的基準に適合しない擁壁となる。法に規定する許可の技術基準に適合しないことから、これらの擁壁を区域内に存置する計画については、許可ができないため注意すること。

- (1) 既存の擁壁の上にブロック等を積んで、その裏に盛土をする（増積み擁壁）。
- (2) 庭として使う面積を広げるため、擁壁に支柱などを立て、床版を作る（張出し床版）。
- (3) 既存の擁壁の直近の前面又は背面に擁壁を築造する（二段擁壁）。
- (4) 既存の擁壁の上に直接、建築物等を建築し、擁壁に想定外の過大な荷重をかける。

事 例		不適合の理由
事 例 Q	<p>既存の擁壁の上にブロック等を積んで、その裏に盛土をする（増積み擁壁）</p>	<p>既存の擁壁に想定を超える荷重がかかるとともに、ブロックを積んだ部分を含んだ崖全体が不安定になる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">不適合擁壁 (増積み擁壁)</p>
事 例 R	<p>庭等として使う面積を広げるため、擁壁に支柱などを立て、床版を作る（張出し床版）</p>	<p>擁壁の天端や基礎コンクリートに支柱を据えて、コンクリート製又は鋼製の床を支えて擁壁に想定外の荷重をかける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">不適合擁壁 (張出し床版)</p>

	事 例	不適合の理由
事 例 S	<p>既存の擁壁の直近の背面に擁壁を築造する（二段擁壁）</p> 	<p>下側の擁壁に対して過大な荷重がかかるとともに、上側の擁壁の地盤面を含んだ崖全体が不安定になる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>不適合擁壁 （二段擁壁）</p>